

## 令和8年度後期高齢者医療保険料の通知について

後期高齢者医療被保険者の方には、毎年7月に前年中の所得をもとにした年間保険料の通知が送付されます。今年度は以下のような変更点があります。

### 【大事なポイント】

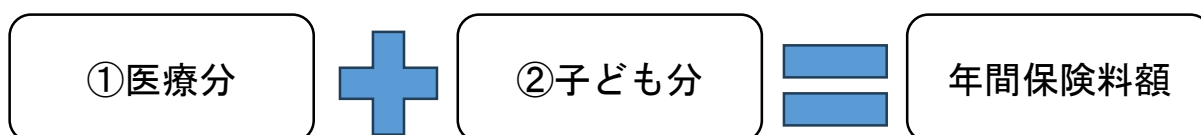
- ・令和8年度から『子ども・子育て支援金制度』が新たに始まります。
- ・後期高齢者医療保険料に『子ども分』が新設されます。
- ・保険料の改定がありました。

### 【子ども・子育て支援金制度について】

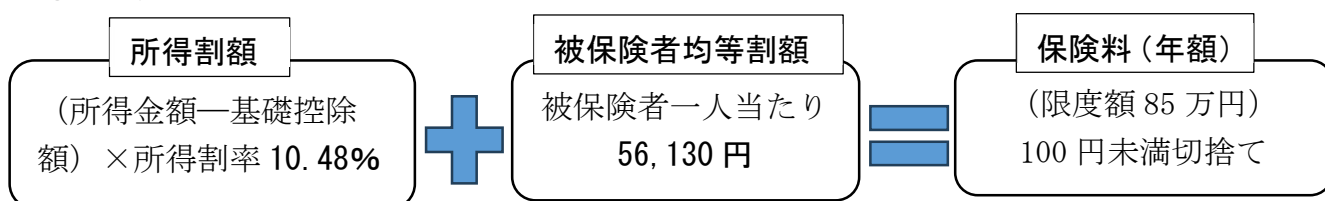
子ども・子育て支援の充実を図るため、令和8年度から国が新たに創設した制度です。子どもは成長後、医療や年金などの社会保障制度を支える担い手となることから、子育て支援は、子育て世帯だけでなく社会全体にとって重要な取組です。

このため、独身の方や高齢者の方も含め、全ての世代と企業が協力して負担する仕組みとなっています。

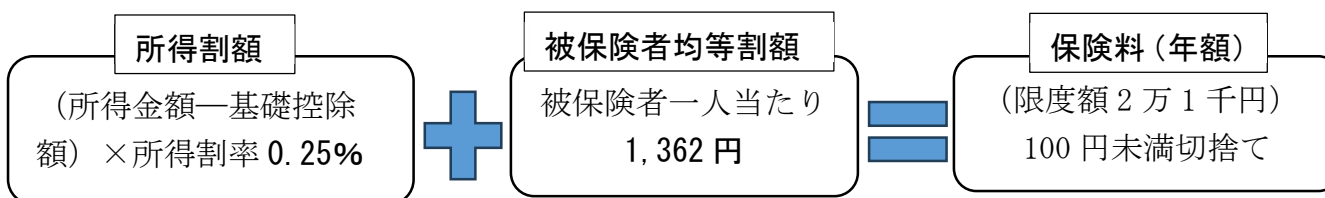
### 【保険料の計算方法】



#### <①医療分>



#### <②子ども分>



問合せ先：あいち後期高齢者医療コールセンター

0570-011-558 (年末年始を除いた平日)

【各区役所保険年金課又は各支所区民福祉課 (保険担当)】

【1枚目：保険料額の決定についての通知】

愛知県後期高齢者医療広域連合長 印

【お問い合わせ先】  
 ●年間の保険料額について  
 愛知県後期高齢者医療広域連合  
 電：052-955-1223 FAX：052-955-1298  
 ●保険料全般について

※お電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

被保険者氏名				被保険者番号	
住所					
生年月日		性別			
決定年月日					
決定理由					

(ア) 年間保険料額

令和8年度 保険料額

【保険料算定の基礎】 (算定方法は裏面をご覧ください)

区分	①保険料計算のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
変更後 医療分						
変更後 子ども分						
変更前 医療分						
変更前 子ども分						

区分	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額 ⑨+⑩-⑩-⑭
変更後 医療分							
変更後 子ども分							
変更前 医療分							
変更前 子ども分							

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

区分	⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割減額	⑮年間保険料額 ⑬+⑭
変更後 医療分							
変更後 子ども分							
変更前 医療分							
変更前 子ども分							

(イ) 上段が医療分  
下段が子ども分の  
年間保険料額

【2枚目：保険料の納付についての通知】

令和8年度後期高齢者医療保険料納入通知書・特別徴収額通知書

名古屋市 区長 印

(ウ) <保険料の納付方法(例)>

- ・年金からの支払い(特徴)
- ・口座振替(期別引落)(普徴)
- ・納付書払い(普徴)

被保険者氏名				被保険者番号	
決定年月					
決定理由					

【年間保険料額】

令和8年度に納付する保険料額

【保険料納付方法等】

保険料納付方法		特別徴収義務者	
特別徴収対象年金		特別徴収年金受給額	

【期別保険料額】

期*・月	保険料額		(変更前の保険料額)		普通徴収の納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
1期 4月					
2期 5月					
3期 6月					
4期 7月					
5期 8月					
6期 9月					
7期 10月					
8期 11月					
9期 12月					
10期 1月					
11期 2月					
12期 3月					
計					
合計額	ア	イ			

差引増減額ア-イ  
 ◎歳入科目 (会計) (款) (項) (目) (節)  
 後期高齢者医療 後期高齢者医療収入 保険料 後期高齢者医療保険料  
 ※「期」は普通徴収の期を表示。

【翌年度の仮徴収額】

翌年度4月の仮徴収額は、今また、翌年度6月と8月の仮

(エ) 納付方法別でそれぞれの月の納付額が表示